

裁 決 書

〇〇市〇〇〇
審査請求人 〇〇〇〇

不作為庁 〇〇市福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から令和2年7月10日付けで提起された、上記不作為庁（以下「不作為庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第1項に基づく生活保護の開始申請に関する不作為に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求に係る不作為は、違法である。

理 由

1 事実関係

調査したところ、次の事実が認められます。

- (1) 令和〇年〇月〇日、請求人は、不作為庁に対し、生活保護に係る相談を行った。また同日、請求人は、不作為庁に対し、法第24条に基づく生活保護開始の申請（以下「本件申請」という。）を行い、同日、不作為庁はこれを受理した。
- (2) 令和2年7月10日、請求人は、本件申請に対し、不作為庁により何らの手続がされないことを不服として、審査庁 静岡県知事に対し審査請求書を提出した。
- (3) 本件申請日以降、不作為庁により本件申請に対する決定はなされていない。

2 請求人の主張

請求人は、以下の大要のとおり主張し、生活保護費の支給を求めています。

- (1) 令和〇年〇月〇日、不作為庁の窓口で生活保護の申請をしたが手続されず、生活扶助費は出せないの一言で困っている。
- (2) 令和〇年〇月〇日に不作為庁の職員に医療券をお願いしたが出せないと言われ続け、通院できずに困っている。

- (3) 子供がオンライン授業受講中であるが、保証会社の家賃取立ての訪問に遮られてしまい、受講用の物件を探しているが、初期費用も不足している。家賃滞納のため、至急住宅扶助費を振り込んで欲しい。
- (4) ○○市での生活保護申請の意思はあり、令和〇年〇月から〇月までの間に数回ファックスで書類を送付している。
- (5) ○○市での生活保護は令和〇年〇月で廃止になっている。

3 不作為の主張

不作為の主張は、以下の大要のとおり主張し、請求の棄却を求めています。

- (1) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 12 の 1 の(1)に基づき、申請時訪問を継続して行ったものの不在が続き、電話にて訪問日時を指定するも、当日家に不在の状態であった。令和〇年〇月〇日以降、継続して連絡を試みるも電話はつながらず、呼び出し音がないこともあった。
- (2) 前生活保護受給先であった○○市福祉事務所から連絡があり、請求人から生活保護の申請があったとの報告を受けており、〇月〇日に請求人から連絡があったため状況を確認したところ、「○○市での生活保護申請の意思はなく、○○市にて申請をする。」との発言があった。よって、当庁は請求人の要望どおり生活保護申請書一式を請求人の自宅へ郵送した。
- (3) 本件審査請求に係る不作為は、局長通知第 9 の 1 のとおり保護申請の意思確認を行ったうえで請求人が申請意思はないとしたものであり、違法な点はない。

4 判断

- (1) 本件不作為に係る法令等の規定について
 - ア 法第 24 条第 1 項において、保護の開始を申請する者は、申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとされています。
 - イ 法第 24 条第 3 項において、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとされています。また同条第 4 項において、同条第 3 項の書面には、決定の理由を付さなければならぬとされています。
 - ウ 法第 24 条第 5 項において、同条第 3 項の通知は、申請のあった日から 14 日以内にしなければならないが、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを 30 日まで延ばすことができるとされています。
- (2) 本件申請の取下げの有無について
 - ア 不作為の主張は、令和〇年〇月〇日に請求人から取下げの連絡があったことから、請求人に意思確認をしたうえで本件申請の意思はないとしたと主張

しているが、請求人から取下げの連絡があった際の記録や本件申請が取り下げられたものとして本件申請書を請求人に返送したことについて、不作為庁が検討及び決定した記録などは確認することができません。

イ そうすると、本件申請の取下げがなされたことや不作為庁において請求人の意思を確認したことについて、不作為庁が証するものではなく、また、請求人は令和〇年〇月以降も不作為庁に複数回ファックスで書類を送付していることも考慮すると、令和〇年〇月〇日当時において請求人が本件申請の意思を失い本件申請の取下げがされたとは判断できません。

(3) 判断

ア 生活保護の申請の取下げがなされれば、保護の実施機関は、法第24条第3項及び第4項に基づき通知する義務がなくなりますが、上記(2)のとおり、本件申請の取下げがなされたとは判断できず、不作為庁は請求人に通知する義務がなくなったとはいえません。

イ 不作為庁は、法第24条第3項及び第4項に基づき、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、書面をもって請求人に通知するべきにもかかわらず、理由なく当該通知をしていないことから、本件不作為は違法なものと認められます。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第49条第3項の規定により、主文のとおり裁決します。

なお、本件審査請求は、請求人に対して保護を開始すべきか否かを審査するものではありません。

令和3年5月26日

審査庁 静岡県知事 川勝 平太